



# 三重県公報

平成25年3月22日 (金)

第 2481 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
18	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則	(医療企画課)	2
19	母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	5
20	三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(担い手育成課)	6
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則6-5 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則	(人事委員会)	11
<b>病院事業庁管理規程</b>			
1	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	11
<b>告 示</b>			
172	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	12
173	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意	(水産経営課)	12
174	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	12
175	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	13
<b>訓 令</b>			
1	三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(法務・文書課)	14
<b>公 告</b>			
	特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨	(男女共同参画・NPO課)	15
	同件	(同)	15
	同件	(同)	16
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	16
	同件	(同)	16
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	17
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	17
<b>人 事 委 公 告</b>			
	平成25年度三重県警察官A採用候補者試験の実施	(人事委員会)	17
	平成25年度三重県警察官A採用候補者試験 (特別募集) の実施	(同)	19
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	(病院事業庁)	20
<b>正 誤</b>			
	平成9年4月8日付け三重県公報第845号	(景観まちづくり課)	20

規 則

医療法に基づき病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布します。

平成二十五年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十八号

医療法に基づき病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、医療法に基づき病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年三重県条例第六十六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(病床数の補正)

第三条 条例第二条第一項に規定する規則で定める補正の基準は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみ診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数又は法第七条の二第一項又は第二項に規定する申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、〇・〇五以下であるときは〇)を乗じて得た数を既存の病床数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数

当該病床の利用者の数

一 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。

四 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。

五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。)については、既存の病床数に算定しないこと。

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日直前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日直前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

4 条例第二条第二項に規定する規則で定める既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数は、介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数とする。

(専属薬剤師の設置)

第四条 条例第三条に規定する規則で定める病院又は診療所は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所とする。

(病院の人員)

第五条 条例第四条第二項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

二 看護師及び准看護師 精神病床、結核病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師と、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数

六 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適當数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合には、当該病院における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(医療法施行令(昭和二十二年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を含む病院(特定機能病院を除く。)であつて、精神病床を有するものについては、第一項第一号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第二号中「精神病床、結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。

(病院の施設)

第六条 条例第五条第三項に規定する規則で定める施設の構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 消毒施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと。

二 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

(療養病床を有する診療所の人員)

第七条 条例第六条第二項に規定する規則で定める従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一
- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一
- 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

2 第五条第二項の規定は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設)

第八条 条例第七条第二項に規定する規則で定める施設の構造設備については、第六条第二号から第四号までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(既存の病床数の補正に係る経過措置)

2 介護老人保健施設(次項に規定する介護老人保健施設を除く。)の入所定員は、当分の間、第三条第一項第三号及び同条第四項の規定にかかわらず、既存の病床数として算定しない。

3 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第十三条に規定する療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初の医療法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十号)第三十条の二十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を具において算定する日までの間に限り、前項の規定にかかわらず、第三条第一項第三号及び同条第四項中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

(病院の人員に係る経過措置)

4 精神病床を有する病院(第五条第三項に規定するものは除く。)については、当分の間、第五条第一項第二号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。))を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。))から減した数を看護補助者と」とする。

(療養病床を有する病院の施設に係る経過措置)

5 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。)附則第二十二條に規定する病院のうち、第六条第二号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

(療養病床を有する診療所の人員に係る経過措置)

6 療養病床を有する診療所の看護師、准看護師及び看護補助者(以下「看護師等」という。)の員数は、当分の間、第七条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一とし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。

(療養病床を有する診療所の施設に係る経過措置)

7 平成十三年改正省令附則第二十四條に規定する診療所のうち、第八条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

(転換病床を有する病院の人員に係る経過措置)

8 精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第三百二十三号)第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項において同じ。)を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を知事に届け出ている場合には、当該病院に置くべき看護師等の員数は、当該病院の転換が完了するまでの間(平成三十年三月三十一日までの間に限る。)は、第五条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 看護師及び准看護師 次に掲げる数を合算して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一

に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師と、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

イ 療養病床(当該転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

ロ 当該転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数

ハ 精神病床(当該転換病床を除く。)及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数

ニ 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除した数

- 一 看護補助者 療養病床(当該転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と当該転換病床(療養病床に係るものに限る。)に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする。)とする。

(療養病床を有する病院の人員に係る経過措置)

- 9 療養病床を有する病院であつて、平成二十四年四月一日に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設(前項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師等の員数が第五条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院(以下この項において「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出ている場合には、当該病院に適用される看護師等の員数は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第五条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三をもつて除した数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師と、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

(療養病床を有する診療所の人員に係る経過措置)

- 10 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第七条第一項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事(その開設地が保健所を設置する市の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長とする。次項において同じ。)に届け出ている場合には、当該診療所に適用される看護師等の員数は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第七条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

- 11 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年四月一日に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第六項に掲げる数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出ている場合には、当該診療所に適用される看護師等の員数は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一(そのうちの一については、看護師又は准看護師)とする。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県規則第十九号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和四十年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局のうち、」を「簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十二号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十号

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

三重県農業大学校条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

養成科2年課程

区分			科目	時間数	単位数	
共通科目	教養科目	必須科目	文学（文章表現）	16	1	
			くらしと法律	16	1	
くらしと経済			16	1		
統計学			16	1		
情報処理			16	1		
英語（実用英会話）			32	2		
農業基礎			32	2		
現代社会と文化			32	2		
体育			32	2		
小計			208	13		
共通科目			専門科目	必須科目	農業経営	32
	農業簿記	32			2	
	農業政策	32			2	
	農産物マーケティング	16			1	
	作物概論	16			1	
	園芸概論	32			2	
	畜産概論	16			1	
	植物生理	32			2	
	植物育種	16			1	
	生物工学	16			1	
	作物保護Ⅰ	32			2	
	作物保護Ⅱ	16			1	
	土壌肥料	32			2	
	環境保全と農業	16			1	
	農業気象学	16			1	
	農業機械論	32			2	
	大型特殊免許	16			1	
	小計	400			25	
	共通科目	専門科目			選択科目	（1科目を選択）
			食品科学			
有機農業						

			農業と福祉		
			小計	16	1
		選択科目	(2科目を選択)	32	2
			農産加工		
			土壌診断		
			コンピューター演習		
			バイオテクノロジー		
			フラワーデザイン		
			農業機械整備		
			小計	32	2
		選択科目	(2科目を選択)	32	2
			けん引免許		
			フォークリフト運転技能		
			毒物・劇物		
			危険物		
			ガス溶接		
			簿記会計		
			営農指導員		
			小計	32	2
専攻科目	水田作コース	必須科目	水稻基本栽培	48	3
			麦・大豆栽培	16	1
			露地野菜栽培	16	1
			水稻低コスト栽培	32	2
			稲作機械施設	16	1
			稲作論	16	1
			稲作経営	16	1
			専攻実習	1,024	32
			産地実習	32	1
			農家実習	256	8
			専攻実験	32	1
			課題解決演習	48	3
			卒業論文	160	10
			小計	1,712	65
	茶業コース	必須科目	茶栽培各論Ⅰ、Ⅱ	96	6
			茶利用加工各論Ⅰ、Ⅱ	64	4
			専攻実習	1,024	32
			産地実習	32	1
			農家実習	256	8
			専攻実験	32	1
			課題解決演習	48	3
			卒業論文	160	10
			小計	1,712	65
	野菜コース	必須科目	果菜類Ⅰ、Ⅱ	96	6
			葉茎菜類	32	2
			根菜・いも類	32	2
			専攻実習	1,024	32
			産地実習	32	1

			農家実習	256	8
			専攻実験	32	1
			課題解決演習	48	3
			卒業論文	160	10
			小計	1,712	65
花きコース	必須科目		切花	32	2
			鉢花	32	2
			花木・造園	32	2
			観葉植物	16	1
			花壇苗	32	2
			洋らん	16	1
			専攻実習	1,024	32
			産地実習	32	1
			農家実習	256	8
			専攻実験	32	1
			課題解決演習	48	3
			卒業論文	160	10
			小計	1,712	65
		果樹コース	必須科目		果樹総論
	果樹各論Ⅰ			48	3
	果樹各論Ⅱ			48	3
	果樹経営			32	2
	専攻実習			1,024	32
	産地実習			32	1
	農家実習			256	8
	専攻実験			32	1
	課題解決演習			48	3
	卒業論文			160	10
	小計			1,712	65
畜産コース	必須科目				家畜生理
			家畜衛生	16	1
			飼養管理	32	2
			家畜繁殖	32	2
			飼料学	16	1
			家畜栄養	32	2
			家畜育種	16	1
			専攻実習	1,024	32
			産地実習	32	1
			農家実習	256	8
			専攻実験	32	1
			課題解決演習	48	3
			卒業論文	160	10
			小計	1,712	65
総履修時間			合計	2,400	108
内実習時間			合計	1,312	41



## 養成科 1 年課程

区分			科目	時間数	単位数
共通科目	専門科目	必須科目	農業簿記	32	2
			農業経営	32	2
			農業政策	32	2
			農産物マーケティング	16	1
			作物保護Ⅰ	32	2
			作物保護Ⅱ	16	1
			土壌肥料	32	2
			大型特殊免許	16	1
			小計	208	13
			選択科目	(4科目を選択)	64
		食品科学			
		有機農業			
		農業と福祉			
		農産加工			
		土壌診断			
		コンピューター演習			
		バイオテクノロジー			
		フラワーデザイン			
		農業機械整備			
		けん引免許			
フォークリフト運転技能					
毒物・劇物					
危険物					
ガス溶接					
簿記会計					
小計	64	4			
専攻科目	水田作コース	必須科目	水稻基本栽培	48	3
			麦・大豆栽培	16	1
			露地野菜栽培	16	1
			水稻低コスト栽培	32	2
			稲作機械施設	16	1
			稲作論	16	1
			稲作経営	16	1
			専攻実習	512	16
			農家実習	256	8
			産地実習	32	1
			課題解決演習	16	1
			小計	976	36
			茶業コース	必須科目	茶栽培各論Ⅰ、Ⅱ
	茶利用加工各論Ⅰ、Ⅱ	64			4
	専攻実習	512			16
	農家実習	256			8
	産地実習	32			1
	課題解決演習	16			1
	小計	976			36

野菜コース	必須科目	果菜類Ⅰ、Ⅱ	96	6	
		葉茎菜類	32	2	
		根菜・いも類	32	2	
		専攻実習	512	16	
		農家実習	256	8	
		産地実習	32	1	
		課題解決演習	16	1	
		小計	976	36	
	花きコース	必須科目	切花	32	2
			鉢花	32	2
			花木・造園	32	2
			観葉植物	16	1
			花壇苗	32	2
			洋らん	16	1
			専攻実習	512	16
			農家実習	256	8
			産地実習	32	1
			課題解決演習	16	1
			小計	976	36
			果樹コース	必須科目	果樹総論
	果樹各論Ⅰ	48			3
	果樹各論Ⅱ	48			3
	果樹経営	32			2
	専攻実習	512			16
	農家実習	256			8
	産地実習	32			1
	課題解決演習	16			1
	小計	976			36
	畜産コース	必須科目			家畜生理
			家畜衛生	16	1
			飼養管理	32	2
			家畜繁殖	32	2
			飼料学	16	1
			家畜栄養	32	2
			家畜育種	16	1
			専攻実習	512	16
農家実習			256	8	
産地実習			32	1	
課題解決演習			16	1	
小計			976	36	
総履修科目			合計	1248	53

## 附 則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日の前日に三重県農業大学校に在籍し、この規則の施行の日以後引き続き三重県農業大学校に在籍する養成科二年課程の者の第一学年における科目及びその時間数並びに単位数については、なお従前の例による。

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則六一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則を、ここに公布します。

平成二十五年三月二十二日

三重県人事委員会委員長 飯田俊司

三重県人事委員会規則六一五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則六一五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。
別表中「係長級」を「主査級」に、「係長」を「主査」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程を、ここに公布します。

平成二十五年三月二十二日

三重県病院事業庁長 大林清

三重県病院事業庁管理規程第一号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

第一条 三重県病院事業条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十四条第四号から第六号まで」を「第十四条第三号から第五号まで」に改める。

別表第一第十号の項中

Table with 3 columns: Description, Amount, and Unit. Row 10: (イ) ジフテリア、百日せき及び破傷風 (3種混合) 7,600 円; (ロ) ジフテリア及び破傷風 (2種混合) 6,500 円; (ハ) 急性灰白髄炎 (ポリオ) 6,000 円; (ニ) 麻しん及び風しん 10,700 円; (ホ) 麻しん 7,400 円; (ヘ) 風しん 7,400 円; (ト) 日本脳炎

Table with 3 columns: Description, Amount, and Unit. Row 11: (イ) ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎 (4種混合) 9,300 円; (ロ) ジフテリア、百日せき及び破傷風 (3種混合) 7,600 円; (ハ) ジフテリア及び破傷風 (2種混合) 6,500 円; (ニ) 急性灰白髄炎 (ポリオ) 8,100 円; (ホ) 麻しん及び風しん 10,700 円; (ヘ) 麻しん 7,400 円; (ト) 風しん 7,400 円; (チ) 日本脳炎

「  
 (チ) インフルエンザ  
 (リ) 結核  
 」を  
 「  
 (リ) インフルエンザ  
 (ヌ) 結核  
 」に改める。

第11条 三重県病院事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第1第十号の項中

「  
 (リ) インフルエンザ  
 」  
 4,500  
 」  
 「  
 (リ) インフルエンザ  
 」  
 3,900  
 」  
 改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 172 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450100041	株式会社グルペット	桑名市大字江場532番地3	スリール	桑名市芳ヶ崎1251	放課後等デイサービス	平成 25 年 3 月 1 日

三重県告示第 173 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

海山加入区

三重県告示第 174 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東貝野南中津原丹生川停車場線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市北勢町東貝野字南中條 982 番 5 から いなべ市北勢町北中津原字中野 1028 番 3 まで	旧	4.00～52.00	1107.20

## 第 2

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 上野鈴鹿線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市河芸町上野字藤の木 834 番から 津市河芸町上野字上ノ垣内 3050 番 2 まで	旧	4.00～13.60	600.00

## 第 3

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 高奈上三瀬線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町下三瀬字神戸 11 番 2 から 多気郡大台町下三瀬字熊野往来下 388 番まで	新	6.60～20.60	53.80

## 第 4

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 伊勢南島線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市円座町字野曾垣外 1172 番 2 から	旧	12.00～29.00	185.00
伊勢市円座町字樫ノ實 1182 番 4 まで	新	12.00～23.00	185.00

## 第 5

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 矢口浦上里線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字鯨 1257 番 1 から	旧	9.00～43.50	38.55
北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字鯨 1257 番 3 まで	新	9.00～54.04	38.55

## 第 6

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 賀田港中山線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
尾鷲市賀田町字下畑 1126 番 8 から	旧	10.00～17.00	216.20
尾鷲市賀田町字下畑 1128 番 5 まで	新	10.00～31.00	216.20

## 三重県告示第 175 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 上海老高角線	四日市市赤水町 1458 番 3 から 四日市市平尾町 3353 番 4 まで	平成 25 年 3 月 22 日
県道 上海老高角線	四日市市平尾町 3878 番 2 から 四日市市平尾町 3884 番 4 まで	平成 25 年 3 月 22 日
県道 鳥羽松阪線	伊勢市楠部町字鬮田 2130 番 9 から 伊勢市楠部町字下村 1680 番まで	平成 25 年 3 月 22 日
県道 伊勢南島線	伊勢市円座町字ワンデ 1114 番 3 から 伊勢市円座町字中新田 2005 番まで	平成 25 年 3 月 22 日
国道 422 号	伊賀市三田字高石 2534 番 57 から 伊賀市三田字高石 2534 番 15 まで	平成 25 年 3 月 22 日
国道 422 号	伊賀市市部字下川原 438 番 5 から 伊賀市市部字森前 432 番 1 まで	平成 25 年 3 月 22 日
国道 25 号	伊賀市大内字宮竹 720 番 1 から 伊賀市大野木字喜撰戸 2082 番 3 まで	平成 25 年 3 月 22 日

訓 令

三重県訓令第 1 号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 25 年 3 月 22 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（平成 18 年三重県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 16 条第 1 項」を「第 7 条から第 15 条まで」、「（組織規則第 17 条第 1 項の規定により設置されるプロジェクトチームを含む。）」を「及びプロジェクトチーム」に改める。

第 7 条第 2 項中「副課長」を「課長補佐」に改め、「にあつては、」の次に「課長又は」を加える。

第 17 条第 1 項第 1 号中「、公印の押印を省略できない場合」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(7) 公印の押印を省略できない場合 総合文書管理システムにより起案様式を作成し、紙に出力した起案様式により回議するものとする。

第 17 条第 2 項中「第 3 号まで」の次に「及び第 7 号」を加え、同条第 3 項中「場合」の次に「であつて、作成する公文書の保存期間が 1 年未満のものであるとき」を加え、同条第 4 項中「及び前項」を削る。

第 18 条第 1 項中「簡易処理」の次に「（保存期間が 1 年未満の公文書について用いる場合に限る。）」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 20 条第 1 項第 4 号中「第 3 号まで」の次に「及び第 7 号」を加える。

別表第 3 第 3 号の項中

- 「
- (5) 補助金、交付金等に関する文書
  - (6) 契約その他権利義務に関する文書
  - (7) 会計上の諸帳簿及び証拠書類
  - (8) その他 5 年間保存の必要があると認められる文書
  - (9) 前各号に該当する図画、写真、フィルム及び電磁的記録
- を

- 」
- (5) 部長又はこれに準ずる者の事務引継書
  - (6) 補助金、交付金等に関する文書
  - (7) 契約その他権利義務に関する文書
  - (8) 会計上の諸帳簿及び証拠書類
- に改め、同表第 4 号の項中

- (9) その他 5 年間保存の必要があると認められる文書
- (10) 前各号に該当する図画、写真、フィルム及び電磁的記録

- 「
- (3) 部長又はこれに準ずる者の事務引継書
  - (4) 報告、届出、申請等に関する文書
  - (5) 休暇簿、週休日振替簿等に関する文書
  - (6) その他 3 年間保存の必要があると認められる文書
  - (7) 前各号に該当する図画、写真、フィルム及び電磁的記録

- 「
- (3) 報告、届出、申請等に関する文書
  - (4) 休暇簿、週休日振替簿等に関する文書
  - (5) その他 3 年間保存の必要があると認められる文書
  - (6) 前各号に該当する図画、写真、フィルム及び電磁的記録

#### 附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 3 項及び第 4 項並びに第 18 条の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 25 年 3 月 11 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 津学童保育総合センター

(2) 代表者の氏名

清水 美津代

(3) 主たる事務所の所在地

津市香良洲町 3762 番地 5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、児童福祉法に基づく放課後児童クラブ並びに障害児通所支援事業の運営を行い、児童及び保護者の福祉の増進を図るとともに放課後児童クラブ指導員に対する教育等に関する事業を行い、子育て支援並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成 25 年 3 月 11 日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

NPO 法人 四日市まんなかこどもステーション

(2) 代表者の氏名

油田 千鳥

- (3) 主たる事務所の所在地  
四日市市西町2番12号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもが全人的に成長するために文化芸術体験をはじめとして、様々な体験ができる機会を創り、子どもの権利が尊重され人とつながりあえる安全で安心できる社会を目指します。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年3月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 認証年月日

平成25年3月11日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 桑名失語症渡しの会
- (2) 代表者の氏名  
林 淳藏
- (3) 主たる事務所の所在地  
桑名市大字和泉1233番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、失語症のため、就労困難な人たちに対して軽作業などの活動の場を提供し、豊かな地域生活を送るための力を育て、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、優しさといたわりの心の育つ豊かな地域生活をおくることができ、皆が支えあって暮らせる街づくりに寄与することを目的とします。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年5月11日まで縦覧に供します。

平成25年3月22日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成25年3月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 シルバーフードサービス
- (2) 代表者の氏名  
古谷 賢治
- (3) 主たる事務所の所在地  
四日市市昌栄町8番12号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び療養者に対して、給食事業・食事指導・訪問介護事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年5月11日まで縦覧に



供します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日  
平成 25 年 3 月 11 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 ナースカンパニー
  - (2) 代表者の氏名  
小出 奏穂
  - (3) 主たる事務所の所在地  
松阪市駅部田町 1013 番地 1
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な障害者・高齢者及び難病等の患者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神の基に地域に根ざした看護・介護サービスを提供し、また寝たきりや痴呆の状態の予防を推進する事により、全ての人々が、健やかに暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 25 年 3 月 4 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業地域  
伊賀市

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、川越町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画公園  
2・2・302 号川越町北部公園
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

**人事委公告**

平成 25 年度三重県警察官 A 採用候補者試験（第 1 回目）を次のとおり実施します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

- 1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官 A	男性	約 42 名
	女性	約 5 名

	武道	柔道	約1名
		剣道	約1名

## 2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

## 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

## 4 受験資格

(1) 昭和56年4月2日以降に生まれた人（「警察官A（男性）」にあつては男性、「警察官A（女性）」にあつては女性とします。）で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び平成26年3月31日までに卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認めるもの

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する人

## 5 第1次試験

(1) 試験種目

警察官A（男性・女性） 教養試験及び体力試験Ⅰ

警察官A（武道） 教養試験、体力試験Ⅰ及び実技試験

(2) 試験日

平成25年5月11日（土）及び同月12日（日）

(3) 試験会場

ア 平成25年5月11日（土）

(ア) 警察官A（男性）及び警察官A（武道）の男性  
三重県鳥居会館（体育館）（津市鳥居町100）

(イ) 警察官A（女性）及び警察官A（武道）の女性  
三重県警察本部（津市栄町1丁目100）

イ 平成25年5月12日（日）

(ア) 警察官A（男性・女性）  
三重県立津工業高等学校（津市半田534）

(イ) 警察官A（武道）  
三重県警察本部（津市栄町1丁目100）

## 6 第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1) 試験種目

論文試験、人物試験、体力試験Ⅱ、適性検査及び身体検査

(2) 試験日及び試験会場

平成25年6月中旬から下旬までの指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

## 7 受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁玄関受付案内、三重県内の各県民センター（平成25年4月1日からは地域防災総合事務所及び地域活性化局）、志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県大阪事務所（平成25年4月1日からは三重県関西事務所）、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署

## 8 受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

## 9 受験申込書の受付期間

平成25年3月22日（金）から同年4月22日（月）までとします。

なお、郵送による申込みは、平成 25 年 4 月 22 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、平成 25 年 4 月 22 日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

## 10 採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として平成 26 年 4 月 1 日の予定です。

## 11 その他

- (1) 警察官 A (男性) については、この試験と同時に、大阪府の警察官 (巡査) の採用候補者試験を共同で行います。

なお、大阪府の採用予定数は、約 3 名です。

- (2) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。

- (3) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局 (〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 電話 059-224-2932) へしてください。

平成 25 年度三重県警察官 A 採用候補者試験 (特別募集) を次のとおり実施します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

## 1 試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官 A	男性	約 16 名
	女性	約 2 名

## 2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

## 3 給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例 (昭和 29 年三重県条例第 67 号) の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

## 4 受験資格

- (1) 昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた人 (「警察官 A (男性)」にあつては男性、「警察官 A (女性)」にあつては女性とします。) で、次に掲げるもの

ア 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (短期大学を除きます。) を卒業した人及び平成 25 年 9 月 30 日までに卒業する見込みの人

イ 三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認めるもの

- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条に規定する欠格条項に該当する人

## 5 第 1 次試験

- (1) 試験種目

教養試験及び体力試験 I

- (2) 試験日

平成 25 年 5 月 11 日 (土) 及び同月 12 日 (日)

- (3) 試験会場

ア 平成 25 年 5 月 11 日 (土)

三重県警察学校 (津市高茶屋 4-36-9)

イ 平成 25 年 5 月 12 日 (日)

三重県立津工業高等学校 (津市半田 534)

## 6 第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

- (1) 試験種目

論文試験、人物試験、体力試験 II、適性検査及び身体検査

- (2) 試験日及び試験会場  
平成 25 年 6 月中旬の指定する日  
第 1 次試験合格通知で指定する場所
- 7 受験申込書の配布場所  
三重県人事委員会事務局、三重県庁玄関受付案内、三重県内の各県民センター（平成 25 年 4 月 1 日からは地域防災総合事務所及び地域活性化局）、志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県大阪事務所（平成 25 年 4 月 1 日からは三重県関西事務所）、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署
- 8 受験申込書の提出先  
三重県人事委員会事務局
- 9 受験申込書の受付期間  
平成 25 年 3 月 22 日（金）から同年 4 月 22 日（月）までとします。  
なお、郵送による申込みは、平成 25 年 4 月 22 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、平成 25 年 4 月 22 日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。
- 10 採用  
この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。  
採用の時期は、原則として平成 25 年 10 月 1 日の予定です。
- 11 その他  
(1) この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。  
(2) この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004 津市栄町 1 丁目 891 三重県勤労者福祉会館内 電話 059-224-2932）へしてください。

### 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 22 日

三重県病院事業庁長 大 林 清

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県立こころの医療センターで使用する電気<br>(予定使用量) 約 2,340,000 kWh |
| 2 | 担 当 部 局     | 三重県津市城山 1 丁目 12 番 1 号<br>三重県立こころの医療センター運営調整部総務課  |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 平成 25 年 3 月 1 日<br>愛知県名古屋市中区東新町 1 番地             |
| 4 | 落 札 者       | 中部電力株式会社 代表取締役社長 水野 明久                           |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 36,900,760 円<br>契約金額 38,745,798 円           |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札   |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 平成 25 年 1 月 18 日                                 |

## 正 誤

平成 9 年 4 月 8 日付け三重県公報第 845 号に登載しました、三重県屋外広告物条例及び三重県屋外広告物条例施行規則の規定による区域及び区間の指定の一部改正の告示中

ページ 行 誤 正

10 16 市道中村桜木線 市道中村桜木町線

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---